

千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施を促進する条例

資料6

【背景】心肺機能停止傷病者へのAEDの使用及び心肺蘇生法の実施(以下、「AED等の実施」という)は、要救助者の救命率を大幅に上昇させる一方、その使用率は依然として低く、向上が大きな課題となっている。
 【目的】本条例では、県民に対し、AED等の実施の普及促進等を図ることにより、AEDの使用率を向上させ、もって、一人でも多くの要救助者の救命及び後遺症の軽減を実現することを目的としている。
 【公布日】平成28年10月25日 【施行日】平成29年4月1日

48

